特 別 障 害 者 手 当 の し お り

【制度の内容】

目　　的　所得保障の一環として重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助とし手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る。

対 象 者　身体、知的または精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の 20 歳以上の人。

支給制限　受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が基準額以上であるときは、支給停止となる場合があります。

手 当 額　月額　３０，４５０円（令和８年４月から）
２、５、８、１１月に前月分までを本人名義の口座に振り込みます。

【新規申請のときに必要なもの】

□ 認定請求書　□同意書（様式第４号）　□ 診断書　□ 所得状況届
□ 同意書（療育手帳所持者で、精神障害用の診断書を提出する場合）
□ 支払金口座振替依頼書　□ 本人名義の口座の通帳　□ 障害者手帳
□ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
□ 本人確認書類（身体障害者手帳、マイナンバーカード、運転免許証など顔写真付きのもの。顔写真付の証明書をお持ちのでない場合は、公的医療保険の資格確認書、介護保険証などを２点）
□ 世帯全員の住民票の写し（※１）　□ 前年の所得が分かる書類（所得証明等）（※１）
□ 受給資格者が前年（申請が１月～６月の場合は前々年）に受給した、年金・恩給の種類金額が分かるもの（対象となるものは、裏面に記載）（※２）
《種類の確認例》年金証書、年金振込通知書等
《金額の確認例》源泉徴収票、年金振込通知書（２年分の通知が必要です）年金が振り込まれる口座の通帳等
（※１）住民票、受給資格者の年金恩給以外の所得、配偶者・扶養義務者の所得について、市の台帳で確認できる場合は、省略できます。
（※２）同意書（様式第４号）を提出された場合は、省略できます。

【各種届出について】

次のときは届出が必要です。
届出をしないで手当を受給した場合は、あとで返還していただくことになります。

現況届 （所得状況届）	毎年８月１２日から９月１１日までの間に、前年の所得がわかる書類を添えて提出。
変更届	氏名、住所※、扶養義務者、振込口座等を変更したとき。
資格喪失届	施設等に入所したとき。 病院または診療所等に３ヶ月を超えて入院したとき。（介護老人保健施設を含む） 障害の程度が軽くなり、常時特別の介護が必要なくなったとき。
死亡届	受給資格者が死亡したとき。

※ 市外へ転出したときは、転出先の市町村役場で届出を行ってください。

問い合わせ

三原市障害者福祉課 障害者福祉係　TEL:０８４８－６７－６０６０　FAX:０８４８－６４－２１３０

【裏面】

令第１１条に規定する所得制限の対象となる所得

一　国民年金法 に基づく年金たる給付

二　厚生年金保険法 に基づく年金たる給付(同法第百三十条第三項 の規定に基づき厚生年金基金が加入員又は加入員であつた者の障害に関し支給する年金たる給付及び同法第百五十九条第二項 の規定に基づき企業年金連合会が障害を支給理由として行う年金たる給付を除き、同法 附則第二十八条 に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。)

三　船員保険法 に基づく年金たる給付

四　恩給法 （大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付

五　国家公務員共済組合法 及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）に基づく年金たる給付

六　地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

七　地方公務員等共済組合法 及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）に基づく年金たる給付

八　私立学校教職員共済法 に基づく年金たる給付

九　移行農林共済年金、移行農林年金及び特例年金給付

十　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第二条第一項の互助年金並びに国会議員互助年金法を廃止する法律附則第七条第一項の普通退職年金、同法附則第十一条第一項の公務傷病年金及び同法附則第十二条第一項の遺族扶助年金

十一　執行官法 の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）による改正前の執行官法 （昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条 の規定に基づく年金たる給付

十二　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 （昭和二十五年法律第二百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

十三　戦傷病者戦没者遺族等援護法 （昭和二十七年法律第百二十七号）に基づく年金たる給付

十四　未帰還者留守家族等援護法 （昭和二十八年法律第百六十一号）に基づく留守家族手当（同法 附則第四十五項 に規定する手当を含む。）

十五　労働者災害補償保険法 に基づく年金たる給付

十六　国家公務員災害補償法 （他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる補償

十七　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 （昭和三十二年法律第百四十三号）に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

十八　地方公務員災害補償法 及び同法 に基づく条例の規定に基づく年金たる補償